

## 年金受給者等に対する不審な電話等について

年金受給者や被保険者及びその家族に対して、社会保険職員等を装って「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」「国民年金が未納であるので、至急払うように。」といった電話や、「医療費の払い戻しや社会保険の手続きのため手数料が必要。」と訪問するなどの事例があり、被害も発生している状況にある。

社会保険庁では、社会保険庁ホームページや被害の発生した地域の報道機関の協力を得て注意を呼びかけているところである。

社会保険庁、地方社会保険事務局や社会保険事務所では、指定口座に現金の振込みを依頼したり、社会保険の手続きのための手数料と称して現金を徴収することはないので、くれぐれもご注意ください。

なお、不審な電話等を受けた場合には、直ちにお近くの社会保険事務所等にご連絡いただきたい。

【参考1】

○ 平成15年10月10日現在までに確認された不審な電話等の件数 90件

北海道、青森、岩手、福島、栃木、千葉、富山、石川、福井、愛知、三重、  
大阪、岡山、広島、山口各社会保険事務局管内

○ そのうち、被害にあった件数及び金額 7件（1,435,000円）

【参考2】 不審な電話等の主な事例

○ 年金の過払いの払い戻しを求める手口

- ・ 社会保険職員等を装って「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」という電話があった。

その他：社会保険庁の職員、社会保険事務所の職員、国民年金基金、  
国民年金管理センター、年金総合管理センターなどを名乗る  
場合がある。

○ 年金の未納保険料の支払いを求める手口

- ・ 日本債権管理センターと名乗り「はがきで先に照会したが、国民年金の未納があるので至急払うように。」という電話があった。

その他：社会保険事務所の職員、日本債権センター、日本債権調査組合  
などを名乗る場合がある。

○ 手数料の支払いを求める手口

- ・ 社会保険と名乗る者が自宅を訪問し「医療費の払い戻しや社会保険の手続きのため手数料が必要。」との要求をした。